

4 山日漁調指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、まだい稚魚の採捕の制限について、次のとおり指示する。

令和4年6月8日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 採捕の制限

全長15センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。

(2) 制限する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和4年7月1日から令和7年6月30日まで